

別紙3 補正の入力方式(平成 28 年 10 月 31 日から適用)

平成 28 年 10 月 31 日以降に登記・供託オンライン申請システムに到達する、不動産及び商業・法人手続の登記申請書の補正申請の作成について以下に示す。

1. 概要

平成 28 年 10 月 28 日 21 時までに登記・供託オンライン申請システムに到達した不動産及び商業・法人手続の登記申請書の補正を行う場合は、補正する内容を「補正申請」タグに設定するが、平成 28 年 10 月 31 日以降に登記・供託オンライン申請システムに到達した不動産及び商業・法人手続の登記申請書の補正においては、申請書情報と同一の入力項目を追加し、補正を可能とする。

2. 補正書作成方式詳細

以下に、平成 28 年 10 月 28 日 21 時まで申請可能な登記申請書と平成 28 年 10 月 31 日から申請可能な登記申請書のタグ構造の主な変更点を示す。タグ構造の詳細な内容については、データ仕様編 4.2「タグ構造定義」の別紙「タグ構造定義書」を参照すること。

2.1 「補正事項」タグの使用の廃止

「登記申請書/補正申請/補正事項」タグへ補正申請内容を設定することを廃止し、「登記申請書/補正申請/補正事項」タグは空値とする。補正する内容は、「登記申請書/申請書情報」タグに設定すること。

2.2 補正元申請書情報タグの設定

(ア) 補正元申請書情報タグの設定

・不動産手続の場合

補正書作成時に、補正元の登記申請書の申請書情報（再補正の場合は、補正書の申請書情報）を設定するための「登記申請書/補正元申請書情報」タグに、補正を行う前の「登記申請書/申請書情報」タグの情報を設定すること。

・商業・法人手続の場合

補正書作成時に、補正元の登記申請書の申請書情報（再補正の場合は、補正書の申請書情報）を設定するための「登記申請書/補正元申請書情報」タグに、補正を行う前の「登記申請書/申請項目」タグ、「登記申請書/申請者情報」タグ、「登記申請書/あて先情報」タグ、「登記申請書/その他の申請項目」タグ及び「登記申請書/別紙」タグの情報を設定すること。

(イ) 補正元委任状タグの設定

補正書作成時に、補正元の登記申請書の委任状を設定するための「登記申請書/補正元委任状」タグに、補正を行う前の「登記申請書/委任状」タグの情報を

設定すること。

(ウ) 補正申請の課税価格及び登録免許税の使用の廃止

・ 不動産手続の場合

「登記申請書/補正申請/課税情報/課税価格/課税価格合計額」タグ、「登記申請書/補正申請/課税情報/登録免許税/登録免許税合計額」タグ及び「登記申請書/補正申請/課税情報/登録免許税/登録免許税適用条項」タグに補正金額等を設定することを廃止し、各タグは空値とする。補正する金額については、「登記申請書/申請書情報」タグに設定すること。

・ 商業・法人手続の場合

「登記申請書/補正申請/課税情報/課税標準金額」タグ、「登記申請書/補正申請/課税情報/登録免許税」タグ及び「登記申請書/補正申請/手数料情報/登録手数料」タグに補正金額等を設定することを廃止し、各タグは空値とする。補正する金額については、「登記申請書/申請項目」タグに設定すること。

(エ) 補正元経由の有無タグの設定

商業・法人手続では補正書作成時に、管轄登記所以外を経由して申請するかを設定するため、「登記申請書/申請区分/補正元経由の有無」タグに、補正を行う前の「登記申請書/申請書区分/経由の有無」タグの情報を設定すること。

3. 対象様式

本仕様を適用する対象の登記申請書様式を以下に示す。

表 3-1 申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

No	手続	分類	代表手続 ID
1	不動産	登記申請書（表示に関する登記）	HM0501100110001
2		登記申請書（表示に関する登記）（代理申請用）	HM0501100120001
3		登記申請書（表示に関する登記）（電子公文書一括取得用）	HM0501100130001
4		登記申請書（権利に関する登記）	HM0501200110001
5		登記申請書（権利に関する登記）（双方代理用）	HM0501200120001
6		登記申請書（権利に関する登記）（電子公文書一括取得用）	HM0501200130001
7		登記嘱託書（表示に関する登記）	HM0502100110001
8		登記嘱託書（表示に関する登記）（代理嘱託用）	HM0502100120001
9		登記嘱託書（権利に関する登記）	HM0502200100001
10		登記嘱託書（権利に関する登記）(1)所有権の保存（電子公文書一括取得用）	HM0502200230001

表 3-1 申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

No	手続	分類	代表手続 ID
11	不動産	QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書 （表示に関する登記）	HM0508100110001
12		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書 （表示に関する登記）（代理申請用）	HM0508100120001
13		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書 （権利に関する登記）	HM0508200110001
14		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書 （権利に関する登記）（双方代理用）	HM0508200120001
15		QRコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書 （表示に関する登記）	HM0509100110001
16		QRコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書 （表示に関する登記）（代理嘱託用）	HM0509100120001
17		QRコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書 （権利に関する登記）	HM0509200100001
18		オンライン申出書（旧姓併記又はローマ字併記の 申出書）【署名不要】	HM0571300110001
19		オンライン申出書（旧姓併記又はローマ字併記の 申出書）（資格者代理申出用）【署名要】	HM0571300120001
20		オンライン申出書（会社法人等番号等の申出書） 【署名不要】	HM0571400110001
21		オンライン申出書（会社法人等番号等の申出書） （資格者代理申出用）【署名要】	HM0571400120001
22		オンライン申出書（相続人申出書）【署名不要】	HM0571500110001
23		オンライン申出書（相続人申出書）（資格者代理申 出用）【署名要】	HM0571500120001
24		オンライン申出書（相続人申出書（変更・更正）） 【署名不要】	HM0571500110002
25		オンライン申出書（相続人申出書（変更・更正）） （資格者代理申出用）【署名要】	HM0571500120002
26		オンライン申出書（相続人申出書（抹消））【署名 不要】	HM0571500110003
27		オンライン申出書（相続人申出書（抹消））（資格 者代理申出用）【署名要】	HM0571500120003

No	手続	分類	代表手続 ID
28	商業	登記申請書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社	HM0601000100001
29		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし）	HM0601000100011
30		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし）	HM0601000100012
31		登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし）	HM0601000100013
32		登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし）	HM0601000100014
33		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置）（定款認証同時申請用）	HM0601000100021
34		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置）（定款認証同時申請用）	HM0601000100022
35		登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100031

表 3-1 申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

No	手続	分類	代表手続 ID
36	商業	登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100041
37		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100042
38		登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100043
39		登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100044
40		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置）（定款認証・電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100051
41		登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置）（定款認証・電子証明書発行同時申請用）	HM0601000100052
42		登記申請書（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等	HM0601000300001
43		登記申請書（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000300031
44		登記申請書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人	HM0601000500001
45		登記申請書（個人商人用）：商号（電子証明書発行同時申請用）	HM0601000500031

表 3-1 申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

No	手続	分類	代表手続 ID
46	商業	登記嘱託書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社	HM0602000100001
47		登記嘱託書（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等	HM0602000300001
48		登記嘱託書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人	HM0602000500001
49		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社	HM0608000100001
50		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置、現物出資なし）	HM0608000100011
51		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置、現物出資なし）	HM0608000100012
52		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合、現物出資なし）	HM0608000100013
53		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合、現物出資なし）	HM0608000100014
54		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等	HM0608000300001
55		QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人	HM0608000500001

表 3-1 申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

No	手続	分類	代表手続 ID
46	商業	QRコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書 （会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社， 合資会社，合同会社，外国会社	HM0609000100001
47		QRコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書 （法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等	HM0609000300001
48		QRコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書 （個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人	HM0609000500001

4. 補正書作成時の留意事項

平成 28 年 10 月 31 日以降の補正書作成時の留意事項を以下に示す。

4.1 平成 28 年 10 月 28 日 21 時まで申請可能な登記申請書を平成 28 年 10 月 31 日以降に補正する場合

平成 28 年 10 月 28 日 21 時まで申請可能な不動産及び商業・法人手続の登記申請書を補正する場合は、平成 28 年 10 月 28 日 21 時までの仕様に則り補正を行うこと（再補正を行う場合も含む）。

4.2 変更を不可とする項目

・不動産手続の場合

登記申請書の補正書を作成する際、「登記申請書/申請書情報/申請手続き情報/宛先登記所」タグ及び「登記申請書/申請書情報/登記完了証の交付方法」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

オンライン申出書の補正書を作成する際、「登記申請書/申請書情報/申請手続き情報/宛先登記所」タグ及び「登記申請書/申請書情報/職権登記完了通知の交付方法」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

オンライン申出書（旧姓併記又はローマ字併記の申出書）及びオンライン申出書（相続人申出書（変更・更正））を補正する際、「登記申請書/申請書情報/申請事項/申出の種類」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

・商業・法人手続の場合

補正書を作成する際、「登記申請書/あて先情報」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

5. (参考)申請用総合ソフトの補正書の作成処理及び画面イメージ

申請用総合ソフトにおける補正書の作成、再補正の場合の処理イメージ、「申請書作成・編集」画面の画面イメージ及び申請書プレビュー表示の画面イメージを以下に示す。

5.1 補正書の作成処理

補正用申請書様式 (XML) の作成時に、補正元の申請書情報を補正用申請書様式 (XML) 内の申請情報及び補正元申請情報へ複写し、複写した内容を基に申請人が補正可能とする。補正時の申請書様式 (XML) の作成イメージを「図 5-1 補正時の申請書様式 (XML) の作成イメージ」に示す。

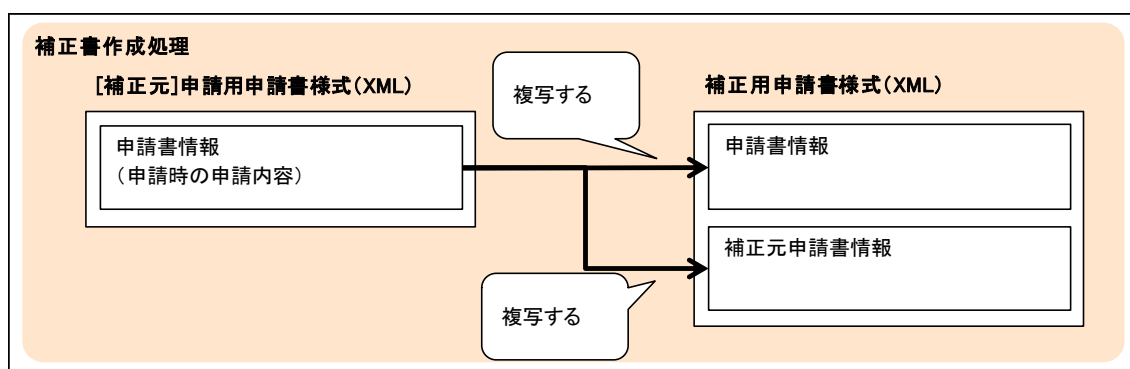


図 5-1 補正時の申請書様式 (XML) の作成イメージ

5.2 再補正時の補正書作成処理

補正書を登記所へ送信後、補正指示が再び登記所から送信された場合は、再度補正書を作成する。再補正における補正用申請書様式 (XML) の作成時に、前回の補正時に補正した申請内容である補正元の申請書情報を補正用申請書様式 (XML) 内の申請情報及び補正元申請情報へ複写する。再補正時の申請書様式 (XML) の作成イメージを「図 5-2 再補正時の申請書様式 (XML) の作成イメージ」に示す。

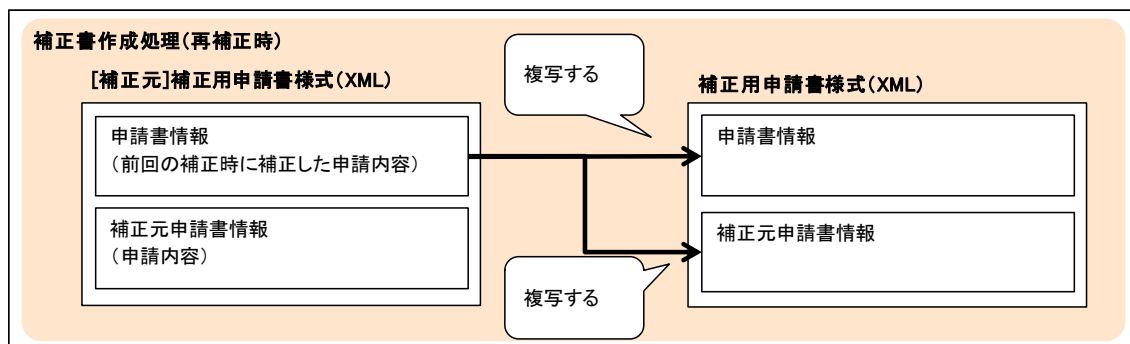


図 5-2 再補正時の申請書様式 (XML) の作成イメージ

5.3 申請書作成・編集画面のイメージ

申請書作成・編集画面（補正）のイメージを「図 5-3 申請書作成・編集画面のイメージ」に示す。

申請書作成・編集画面（補正）
（グレーの項目は手入力不可）

補正書

補正の対象 登記所名 登記所コード
 （受付年月日） 受付
 第 号

補正年月日

補正後申請内容 ※

申請年月日

申請先登記所 登記所名 登記所コード

申請人

代理人

課税価格

課税価格の内訳等

登録免許税

登録免許税の内訳等

免除又は軽減の根拠条項

既納付額

今回納付する額

不動産の表示

No.1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
No.2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

委任状

連絡事項

※ 申請書の場合は「補正後申請内容」、
 嘱託書の場合は「補正後嘱託内容」と表示する。

申請人、嘱託者、代理人
課税価格、登録免許税、
免除または軽減の
根拠条項、
登録手数料
は補正後申請
内容にのみ入力可
（補正書の同項目は
非表示）

既納付額、
今回納付する額は、
補正後申請内容に
表示位置変更

追加項目

初期表示時は、申請
時の申請内容又は
前回補正時の申請
内容を表示

今回納付する額は、
登録免許税と
既納付額から自動算出

図 5-3 申請書作成・編集画面のイメージ

5.4 申請書プレビュー表示のイメージ

申請書プレビュー表示（補正）のイメージを「図 5-4 申請書プレビュー表示（補正）のイメージ」に示す。

登記補正書

申請人、
嘱託者、
代理人は
補正後申請内容に
のみ表示
(補正書の同項目は
非表示)

平成〇〇年〇〇月〇〇

連絡事項 □□□を訂正しました。

補正後申請内容 ※

申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇

申請人 何某

代理人 土地家屋調査士 何某

登録免許税 金2,000円

申請物件(No. 1)

--	--	--	--

申請物件(No. 2)

--	--	--	--

委任者 何某

登録免許税の追加納付	既納付額	金1,000円
	補正納付額	金1,000円

追加項目

[補正元] 登記申請書

申請年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇

申請人 何某

代理人 土地家屋調査士 何某

登録免許税 金1,000円

申請物件(No. 1)

--	--	--	--

申請物件(No. 2)

--	--	--	--

委任者 何某

表示位置
変更

課税価格、
登録免許税、
登録免許税適用条項、
登記手数料は
補正後申請
内容にのみ表示(登録
免許税の追加納付及
び手数料の追加納付
の同項目は 非表示)

枠線を追加

※ 申請書の場合は「補正後申請内容」、
嘱託書の場合は「補正後嘱託内容」と表示する。

図 5-4 申請書プレビュー表示（補正）のイメージ